

宇都宮市農業再生協議会 からのお知らせ (令和5年6月)

【内容】

- ① 宇都宮市農業再生協議会からのお知らせ
(交付対象作物の作付状況の現地確認等) … P1～P2
- ② 「水張り実施状況申告書」及び「水張りの実施状況が確認できる写真」の提出について … P3～P6
- ③ 令和6年度に向けた畑地化促進事業のお知らせ
… P7～P8
- ④ 令和5年度作付転換拡大緊急対策支援事業のお知らせ
… P9～P12
- ⑤ 営農計画書の氏名の確認をお願いします … P13
- ⑥ 宇都宮市農業再生協議会のホームページのご案内
… P14

宇都宮市農業再生協議会からのお知らせ

交付対象作物の作付状況の現地確認を実施します

【水田作付状況の現地確認】

- ・ 国の経営所得安定対策等の交付金の交付を適正に行うため、提出された営農計画書に基づき、交付対象作物の作付状況の現地確認を行います。
- ・ 確認する農地が宅地に隣接している場合など、農地の場所によっては、所有者等の宅地内などを通行させていただく場合がありますのでご了承ください。

【確認方法】

(1) 確認対象

国等の交付金の交付対象作物（野菜、飼料作物等）

(2) 従事者

市、J A、農業公社の職員

⇒ 従事者は、『現地確認中』と表記した黄色の腕章を着用し、原則3人1組で市の車で確認を行います。

※ 原則、農業者に同行をお願いすることはありません。

(3) 確認農地に設置する立札について

主食用米、自家用野菜、保全管理等の国の交付金の対象とならない筆や加工用米、飼料用米等の水稻については、立札はありません。

(4) その他

7月に現地確認を行わない秋冬野菜などの交付対象作物については、年間を通じて市農業再生協議会事務局で現地確認を実施します。



《営農計画書未提出の皆様へ》

営農計画書の提出をお願いします

- ・ 営農計画書は、本市水田の作付状況を把握し、農業者の皆様への支援策を検討する重要な書類です。
- ・ 交付金の対象となる作付がないなどの場合も、営農計画書の提出にご協力ください。

主食用米からの作付転換に取り組みましょう

- ・ 令和5年産の主食用米については、人口減少などに加え、新型コロナウイルスの影響による主食用米の需要減により、令和4年産と同程度の作付転換が必要となります。
- ・ 令和5年産の主食用米についても、引き続き、飼料用米や加工用米などの非主食用米や畑作物への作付転換に取り組みましょう。

台風などの自然災害に備えましょう

近年、自然災害により、農作物や農業用施設に大きな被害が発生するケースが増えています。

台風や降雪などの自然災害が想定されますので、日頃から気象情報の確認を行うとともに、被害防止のため、生産施設の補強や水路の清掃などを行い自然災害に備えましょう。

宇都宮市農業再生協議会事務局
(宇都宮市経済部農林生産流通課内)
TEL: 028 (632) 2458



自然災害により作物等に被害を受けた場合には、収量減による収入の減少や、農業施設や機械の復旧などの費用負担が生じることが想定されます。

必要に応じて、自然災害のほか、病気や怪我の影響などにより減少した収入を補填する収入保険制度や、被害復旧のための補償を行う農業共済などの保険制度に加入し、万一来に備えましょう。



収入保険制度の詳細は、左のQRコード

【収入保険制度，農業共済についての問い合わせ】

栃木県農業共済組合 河宇支所

TEL (028) 660-7300



令和5年6月20日

農業者の皆様

宇都宮市農業再生協議会
会長 佐藤 俊伸

「水張り実施状況申告書」及び
「水張りの実施状況が確認できる写真」の提出について

日頃から、本市再生協事業について、特段の御理解をいただき、お礼申し上げます。

さて、国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について、5年間（令和4年度から令和8年度まで）に一度も水稲作付けが行われていない農地は交付対象としないこととされましたが、湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、水稲作付けを行ったものとみなす例外的取扱いが示されております。

本協議会におきましては、「水張り実施状況申告書（以下「申告書」という。）」及び「水張りの実施状況が確認できる写真（以下「写真」という。）」をもって、水張りの実施状況を確認することといたします。

つきましては、水稲以外の作物を作付けている水田で1か月以上の湛水管理を実施した場合には、申告書及び写真の提出をお願い申し上げます。

【注意事項】

1 申告書の必要事項の記載について

申告書は、必要事項（所在地、水張り期間、水張り日数）をすべて記載してください。

2 写真について

- ・ 写真は、ほ場全体の水張りの実施状況が確認できるよう撮影してください。
- ・ 必ず、写真裏面又は余白に所在地の記載をしてください。

※ 写真は、水田ごとに必要です。

【提出方法】

事務局 又は JAうつのみや各営農経済センターに御提出ください。

※1 1か月以上の湛水管理を実施後、速やかに提出してください。

申告書及び写真は、随時、受け付けます。

※2 事務局への返信用封筒が必要となる場合は、事務局に御連絡をお願いします。

※3 申告書及び写真を電子データにより提出することを希望する場合は、事務局に御相談ください。

申告書の必要事項の記載がない場合や、ほ場全体の水張りの実施状況が確認できない場合、写真裏面又は余白に所在地の記載がない場合など、提出書類に不備がある場合は、有効な書類として受付できませんので御注意ください。

宇都宮市農業再生協議会事務局

TEL 028 (632) 2458

FAX 028 (639) 0618

メール u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しが進められており、併せて、現行ルールの再徹底が求められています。

農業者の皆様におかれましては、「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」の現行ルールや5年間での水稻作付けの方針について、御承知おきくださいますようお願いいたします。

1 国の見直し内容

国は、麦などの転換作物（畑作物）の生産が定着した農地は畑地化を促し、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物とのブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促すことを目的とし、**次のとおり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田を見直す方針を示しています。**

(1) 見直し内容

令和4年度以降、5年間で一度も主食用米や加工用米等の水稻の作付けが行われていない農地については、その翌年度（令和9年度）以降、交付対象水田から除外する。

(2) 例外

- ・ 水稻の作付けがない場合であっても、**湛水管理（※）を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、交付対象とされます。**
- ・ また、「災害復旧」や「基盤整備」に関連する事業が実施されている間は、5年間に一度も水稻作付けが行われない場合も、交付対象とされます。

※ 「湛水管理」とは、「水田を水で満たす状態にすること」をいう。

2 交付対象水田の現行ルール

国から、上記1の見直しと併せて、現行ルールの徹底を求められています。

次の農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

【水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地】

1 水田機能を喪失した農地

- ・ たん水設備（畦畔）を有しない農地
- ・ 所要の用水を供給する設備を有しない農地
- ・ 土地改良区内において賦課金が支払われていない農地

2 作物の作付けが3年連続して行われておらず、翌年度も作付けされない農地

⇒ **令和5年度営農計画書に、「畦畔や水利機能がない場合」の申告欄を設けました。**

「畦畔」や「水利機能」を喪失し、水稻の作付けを行うことができない農地がある場合は、申告をお願いします。

申告日 年 月 日

水張り実施状況申告書

(「水張りの実施状況が確認できる写真」(※1)を水田ごとに提出すること)

水田の水張り（湛水管理）を行いましたので、次のとおり申告します。

世帯番号

氏名

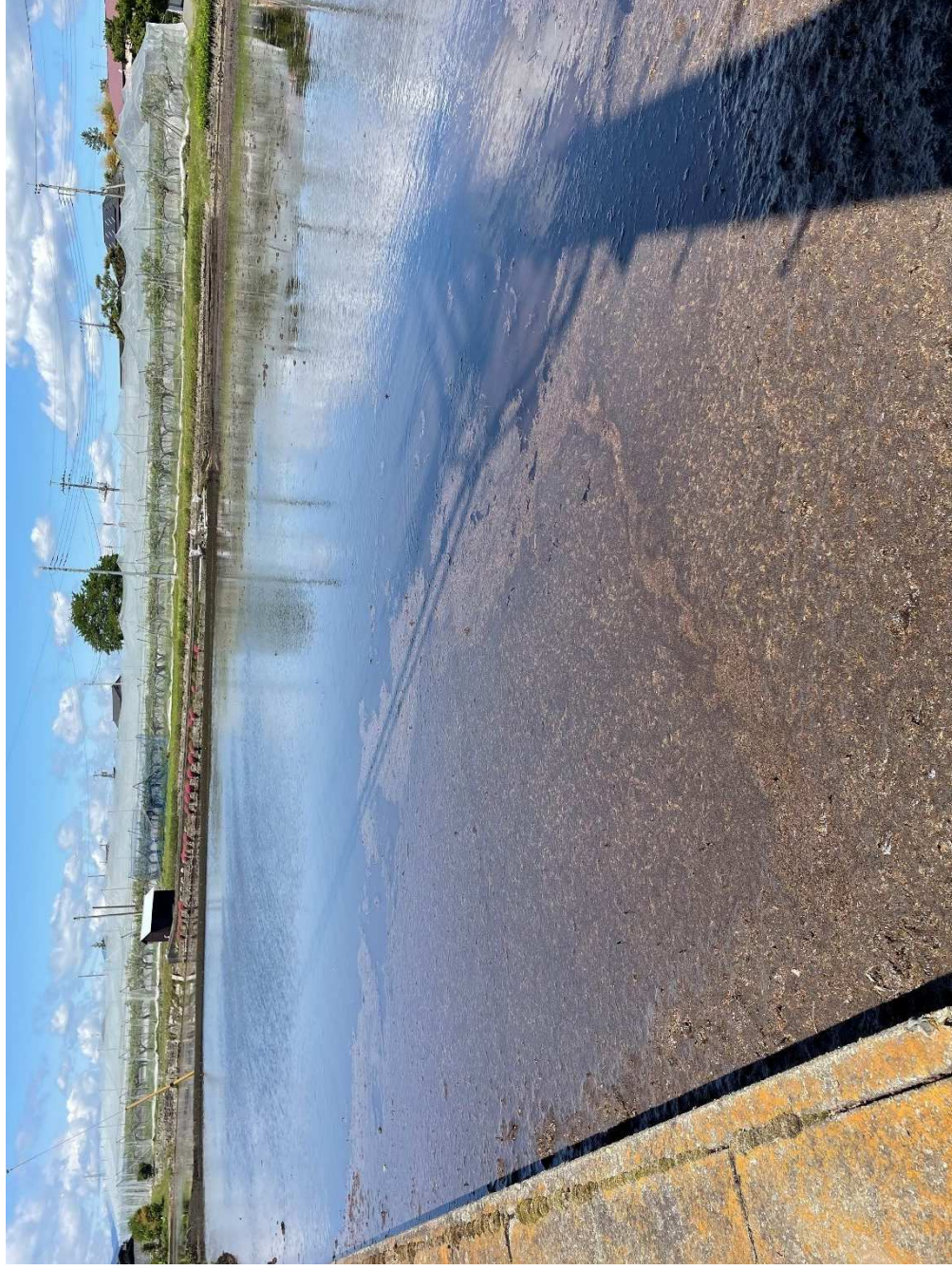
No.	所在地(※2)	水張り期間	水張り日数(※3)	備考
例	旭1丁目 110	令和5年7月5日 ~ 令和5年8月5日	32日	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(※1)「水張りの実施状況が確認できる写真」の裏面(余白)には、必ず所在地を記載すること。

(※2)「所在地」は、水田の営農計画書の所在地を確認の上、記載してください。

(※3)「水張り日数」は、水田が水で満たされた状態で「30日以上」である必要があります。

水張りの実施状況が確認できる写真（撮影例）



写真は水田全体が映る
ように撮影すること。

写真の余白（裏面）に所
在地を記載すること。

旭1丁目110

- ※1 水田全体が映るよう写真を撮影してください。
（水田全体に水張りが実施されていることが確認できるよう写真を撮影してください。）
- ※2 提出する写真は、普通紙に印刷したのもでも可（カラー印刷であること）
- ※3 写真の裏面（余白）には、必ず所在地を記載してください。

令和6年度に向けた 畑地化促進事業のお知らせ

令和5年度の募集は終了しており、今回は、令和6年度事業の事前調査となります。活用意向がある場合や不明な点がある場合はご連絡ください。

なお、この資料の内容は、令和5年度のもので、令和6年度の助成内容は変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

【対象者】

水田を畑地化し、対象作物の本作化（団地化・5年間作付）に取り組む農業者

※ 「畑地化」とは、事業上の名称であり、実際に地目の変更を求めるものではありません。

【対象作物】 販売用の高収益作物 又は 畑作物

- 高収益作物：野菜，果樹，花き等の収益性の高い作物
- 畑作物：麦，大豆，飼料作物（牧草等），子実用とうもろこし，そば等

【要件】 全ての要件を満たすこと

- ① 畦畔等のたん水設備及び用水供給設備を有すること
- ② 取組の対象となる水田（水田活用の直接支払交付金の交付対象水田）を 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外すること
- ③ 継続して5年間、対象作物の作付、販売及び実績報告を行うこと
- ④ 令和5年度において、麦，大豆，飼料作物，そば等の交付金の対象作物又は主食用米，高収益作物のいずれかの作付が行われていること
- ⑤ 複数の連続した農地による 団地化された畑地を形成すること
- ⑥ 関係機関（土地改良区、農業委員会など）の合意を得ていること
- ⑦ 取組の対象となる水田が借地の場合には、賃借人である耕作者が土地所有者の同意を得ること

【（参考）令和5年度交付単価】 10a当たり

	《畑地化支援》	《定着促進支援》
高収益作物	175,000円	一般向けの場合 2万円×5年間 又は 10万円（一括） 加工・業務向けの場合※ 3万円×5年間 又は 15万円（一括）
畑作物	140,000円	2万円×5年間 又は 10万円（一括）

※ 加工・業務向けの場合は、実需者（食品加工業者等）との出荷契約が必要です。

J A等の集出荷団体や、スーパー・直売所等での販売は一般向けとなります。

※ 対象水田の畑地化に伴い土地改良区に支払う経費（地区除外決済金や協力金）が生じる場合に、10a当たり25万円を上限として定額を支援します。

【問い合わせ】 宇都宮市農業再生協議会事務局 TEL 632-2458

注意事項

- ・ この助成を活用し、畑地化した農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に戻すことができなくなります。
- ・ この助成を活用した場合、以下の交付金を受給できなくなります。

【戦略作物助成】販売目的で作付けされる対象作物。基幹作のみ。

対象作物（基幹作）	交付単価（10a当たり）
麦・大豆・飼料作物	35,000円 播種を行わない牧草：10,000円
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000円～105,000円 生もみの場合：80,000円

【産地交付金】生産性向上や団地化、担い手（認定農業者等）等の要件あり。

対象作物等	対象作期	交付単価（10a当たり）
露地野菜18品目（担い手）	基幹作	新規：32,000円
	二毛作	既存：9,600円
飼料用米・米粉用米（生産性向上）	基幹作	3,600円
新市場開拓用米（生産性向上）	基幹作	7,600円
麦・大豆（担い手・生産性向上）	基幹作	個人：1,800円
	二毛作	法人・集落営農：2,500円
麦・大豆・飼料作物（団地化）	基幹作 二毛作	12,000円
麦・大豆・飼料作物・WCS用稲 飼料用米・加工用米・そば・なたね	二毛作	9,600円
飼料用米・WCS用稲・飼料作物 （耕畜連携）	基幹作 二毛作	4,200円
飼料用米（複数年契約）	基幹作	1,000円
そば・なたね・地力増進作物 新市場開拓用米	基幹作	20,000円

【露地野菜18品目】

加工用トマト，なす，ねぎ，たまねぎ，レタス，さといも，ほうれんそう，ばれいしょ，はくさい，だいこん，スイートコーン，うど，えだまめ，キャベツ，ブロッコリー，にんじん，かんしょ，ズッキーニ

※ 県の「水田農業高収益化推進計画」に定められた作物は、畑地化した場合であっても、その後、5年間は産地交付金（高収益作物関係）との重複受給が可能

【畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業（旧リノベ事業）】

対象作物（基幹作）	交付単価（10a当たり）
加工用米，米粉用米，新市場開拓用米， 麦，大豆，高収益作物，子実用とうもろこし	加工用米：30,000円 米粉用米：90,000円 上記以外：40,000円

上記以外の事業等においても「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」が条件となる事業は対象外となります。

令和5年度

作付転換拡大 緊急対策 支援事業のお知らせ

本事業については、「令和5年度 営農計画書」配付時に添付いたしましたA3サイズカラーチラシ「令和5年度 水田農業対策関連事業（国費等）」において、「5 都道府県連携助成」を未定として周知いたしましたが、事業の詳細が決定しましたので、お知らせいたします。

【対象者】

- ・ 水田活用の直接支払交付金、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業のいずれかの交付対象者
- ・ 令和4年度と比較し、主食用米から対象作物へ作付転換が拡大した生産者

【対象作物】

飼料用米、米粉用米、輸出用米（新市場開拓用米）、麦、大豆、飼料作物

※ 水田における基幹作が対象

【要件】

対象作物において、生産性向上の取組に1つ以上取り組むこと。

【対象面積】別紙参照

上記の取組要件を満たす対象作物の拡大面積（以下の面積が上限）

- **水田経営面積が前年と同じ 又は 縮小している場合**
 - ・ 主食用米の作付減少面積
- **水田経営面積が前年より拡大している場合**
 - ・ 対象作物の拡大面積から主食用米の拡大面積を減じた面積
 - ・ 主食用米の面積が減少している場合は、対象作物の拡大面積

【交付単価】5,000円/10a

国からの交付：2,500円/10a 県からの交付：2,500円/10a

※ 支払は、それぞれ別時期になります。

【その他】

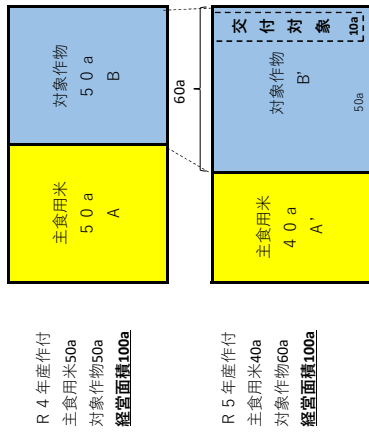
各生産者の営農計画書の内容を確認後、対象となる可能性のある方に、改めて申請書等を送付いたします（10月頃）。

【問い合わせ】宇都宮市農業再生協議会事務局（宇都宮市役所7階 農林生産流通課内）

TEL 632-2458 FAX 639-0618

別紙 作付転換拡大緊急対策支援事業のケース別対象面積計算例
1 経営規模が前年産と同じ場合、もしくは前年産より縮小する場合

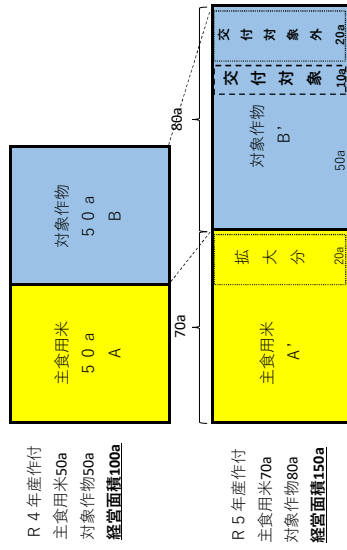
【ケース1】 経営規模が前年産と同じで、主食用米を前年より縮小し、対象作物を拡大する場合



主食用米の減少面積 $(A - A') = 50 - 40 = 10a$
対象作物の増加面積 $(B' - B) = 60 - 50 = 10a$
 $(A - A') \geq (B' - B) = 10a$ であるため
対象作物の交付対象面積 10a

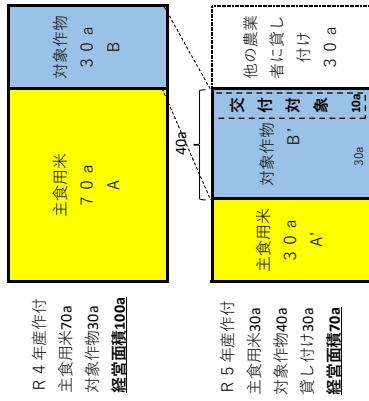
2 経営規模を前年産より拡大する場合

【ケース4】 経営規模を前年産より拡大し、主食用米より対象作物を拡大する場合



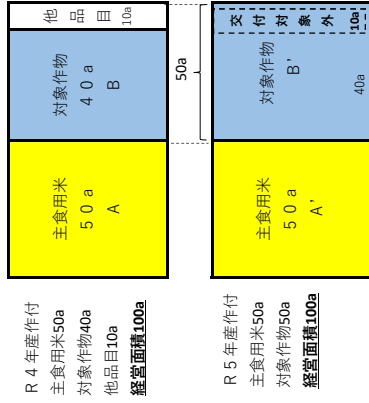
対象作物の拡大面積 $(B' - B) = 80 - 50 = 30a$
主食用米の拡大面積 $(A' - A) = 70 - 50 = 20a$
対象面積 $= (B' - B) - (A' - A) = 10a$
対象作物の交付対象面積 10a

【ケース2】 経営規模を前年産より縮小し、主食用米を前年より縮小し、対象作物を拡大する場合



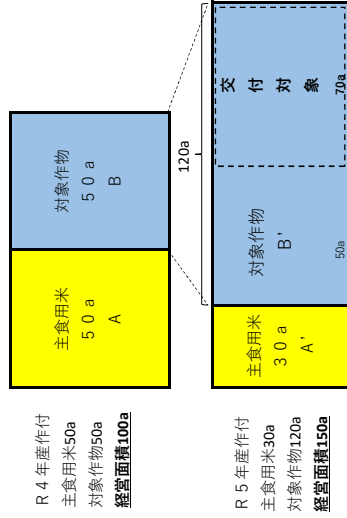
主食用米の減少面積 $(A - A') = 70 - 30 = 40a$
対象作物の増加面積 $(B' - B) = 40 - 30 = 10a$
 $(A - A') \geq (B' - B) = 10a$ であるため
対象作物の交付対象面積 10a

【ケース3】 経営規模が前年産と同じで、主食用米は前年と同じで、対象作物を拡大する場合



※ 他品目には不付地を含む
主食用米の減少面積 $(A - A') = 50 - 50 = 0a \leq 0$
主食用米の面積が変わらないため、対象作物の増加面積に関わらず
交付対象外

【ケース6】 経営規模を前年産より拡大し、主食用米を縮小し、対象作物を拡大する場合



対象作物の拡大面積 $(B' - B) = 120 - 50 = 70a$
主食用米の拡大面積 $(A' - A) = 30 - 50 = -20a$
対象面積 $= (B' - B) = 70a$
対象作物の交付対象面積 70a

「作付転換拡大緊急対策支援事業」の生産性向上のための取組

飼料用米、米粉用米、輸出用米(新市場開拓用米)

取組内容	具体的内容	取組確認書類
多収品種の導入		購入伝票等
不耕起田植技術		作業日誌等
排水対策	明暗きよ排水の整備、心土破砕	作業日誌、現地確認等
育苗・移植作業の省力化	直播栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培	写真、作業日誌等
土づくり	堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用	購入伝票、作業日誌等
肥料の低コスト化、省力化	土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥	土壌分析結果、購入伝票等
農薬の低コスト化、省力化	種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除	作業日誌等
立毛乾燥		作業日誌等
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランの中心となる経営体	なし
集積・団地化(①から⑤の条件に基づく、一連の農作業に支障が生じない2筆以上の水田であること)	①畦畔で接続②農道又は水路等を挟んで隣接③各々一隅で接続③段状に接続④耕作者の宅地に接続	ほ場位置図、現地確認等
施設・機械の共同利用		作業日誌(機械利用日誌)等
収穫・流通体制の改善	フレコン・バラ出荷 ※ライスセンター・カントリー・個人バラ	なし
	オペレータやコントラクタ等への作業委託	作業委託契約書
地域内流通	県内需要者への出荷	契約書、出荷伝票等

麦

取組内容	具体的内容	取組確認書類
排水対策	明暗きょ排水の整備、心土破碎	作業日誌、現地確認等
土づくり	堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用	購入伝票、作業日誌等
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランの中心となる経営体	なし
集積・団地化（①から⑤の条件に基づく、一連の農作業に支障が生じない2筆以上の水田であること）	①畦畔で接続②農道又は水路等を挟んで隣接③各々一隅で接続③段状に接続④耕作者の宅地に接続	ほ場位置図、現地確認等

大豆

取組内容	具体的内容	取組確認書類
排水対策	明暗きょ排水の整備、心土破碎	作業日誌、現地確認等
土づくり	堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用	購入伝票、作業日誌等
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランの中心となる経営体	なし
集積・団地化（①から⑤の条件に基づく、一連の農作業に支障が生じない2筆以上の水田であること）	①畦畔で接続②農道又は水路等を挟んで隣接③各々一隅で接続③段状に接続④耕作者の宅地に接続	ほ場位置図、現地確認等
大豆300A技術		購入伝票、作業日誌等

飼料作物

取組内容	具体的内容	取組確認書類
奨励品種の導入		購入伝票等
排水対策	明暗きょ排水の整備、心土破碎	作業日誌、現地確認等
土づくり	堆肥の施用	購入伝票、作業日誌等
地域内流通	県内需要者への出荷	契約書、出荷伝票等

営農計画書の氏名の確認をお願いします

- 「老齢」、「経営移譲」、「死亡」等の理由により、営農計画書（水田台帳）の世帯責任者が変更となる場合、名義変更のための書類を提出いただく必要があります。
- 令和5年度営農計画書について、世帯責任者が変更となる場合は、必要書類をお送りいたしますので、下記の事務局まで御連絡ください。（変更がない場合は手続不要）

≪営農計画書（抜粋）≫

宇都宮市農業再生協議会 行
令和5年度水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕

※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ等の取扱について承諾します。
※網掛表示の水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田です。（4年連続不作付、畦畔・水利なしなど）

市町村名： 栃木県宇都宮市

地区CD名： 018 その他	フリガナ サイセイ キヨウタロウ	〒 320-0818	TEL 028-632-2458
集落CD名： 001 その他	再生 協太郎	旭1丁目1番5号	
農家番号： 9999			
協議会名： 201 宇都宮市農業再生協議会	認定状況	人・農地プラン	認定方針作成者
世帯番号： 9999999	認定なし	登録なし	コード： 9999999

氏名に変更がないか確認をお願いします。

≪提出書類（サンプル）≫

記載例

農地台帳の経営主の変更兼
水田台帳の世帯責任者の変更届 №1

令和 年 月 日

(あて先) 宇都宮市農業委員長

下記の理由により、経営主(世帯責任者)について変更いたします。

申請者	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	氏名	宇都宮 一郎 印
該当する変更理由の番号に○をつけてください。 1. 老齢 2. 経営移譲 3. 死亡 4. その他 ()		
変更前 経営主 (世帯責任者)	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	(ふりがな)	うつのみや たろう
	氏名	宇都宮 太郎 印
	生年月日	大正昭和 5年 6月 7日
変更後 経営主 (世帯責任者)	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	(ふりがな)	うつのみや いちろう
	氏名	宇都宮 一郎 印
	電話番号	028-632-2458
	生年月日	大正昭和 5年 4月 12日
	地区名	旧市 集落名 東村
	前経営主との続柄	長男

記載例

農地台帳の経営主変更に伴う諸名義の変更通知書 №2

栃木県農業共済組合長 様

申請者記入欄	申請日	令和 年 月 日
	申請者	宇都宮 一郎 印
旧経営主	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	ふりがな	うつのみや たろう
	氏名	宇都宮 太郎
	電話番号	632-2458 集落名 東村
新経営主	住所	宇都宮市 旭1丁目1番5号
	ふりがな	うつのみや いちろう
	氏名	宇都宮 一郎
	電話番号	632-2458 集落名 東村

※太線の枠内だけ、ご記入願います。

営農委員会記入欄	経営主変更処理日	令和 年 月 日
	変更の理由(該当する番号に○)	1. 老齢 2. 経営移譲 3. 旧経営主死亡 4. その他 ()

共済組合よりお願い

- この通知書は、農業委員会に提出願います。
- この通知書により名義変更する共済種別は、〔農作物〕〔家畜共済〕〔緑作物共済〕〔果樹共済〕〔園芸施設共済〕
- なお、種別共済については加入申し込み時に変更願います。
- 貯金口座の変更については、「貯金口座振替承諾書」(農協支所金融窓口にて書いてあります)を提出願います。

【問い合わせ】 宇都宮市農業再生協議会事務局 TEL：028-632-2458

宇都宮市農業再生協議会の ホームページのご案内

《ホームページをご確認ください》

宇都宮市農業再生協議会のホームページでは、農業者の皆様にお知らせする事業や経営所得安定対策のほか、国の新規事業、緊急対策等について、随時、情報を掲載しています。

是非、確認をお願いします。

【宇都宮市農業再生協議会ホームページ】

宇都宮市農業再生協議会

検索



早速、確認してみてくださいね♪